行政法 1 〈B18A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	亘理 格・牛嶋 仁
文責 (課題設題者)	徳本 広孝
教科書	指定 曽和 俊文・山田 洋 他『現代行政法入門』[第 3 版] 以降(有斐閣)

《授業の目的・到達目標》

行政法のしくみや考え方の基礎について理解ができること。

《授業の概要》

行政法は、よりよい社会をつくるための道具の一つです。すなわち、行政法に基づいた政府(国・自治体)の行政活動は、私たちの福利のため、社会のあり方や人・企業の環境・行動を変えることができます。たとえば、食品の安全確保のために行われている各種品質・表示規制等は、消費者である私たちの生命や健康を保護することに役立っています。食品事故によって生じる損害は、民法等に基づいて救済を受けることができますが、未然防止のしくみがあれば、そのような損害自体を抑止することになりますし、企業間競争を確保できる場合には、より安全な食品を工夫する企業の動機づけにもなります。政府(およびその根拠を示す行政法)の役割は、それにとどまりません。都市計画(まちづくり)、教育、福祉、医療、年金、介護、財政、金融、産業振興、水・エネルギーの安定確保、環境保全、電気通信(携帯電話など)、放送、運輸、住宅等広範な分野に及んでいます。もちろん、行政によって市民の権利・利益がみだりに侵害されないようにすることも重要な行政法の役割です。

授業では、多様な行政活動に共通する考え方と重要な一般法について学びます(「行政法」という法典はありません)。すなわち、なぜ政府の活動が行政法に基づかねばならないのか、行政活動には、どのような道具立て(行為形式、手法)があるのか、行政活動を適切に行うことができるようどのようなしくみがあるのか、行政活動が誤っているため国民・住民の権利利益を侵害した場合、どのように救済を求めることができるのか、国会や裁判所が行政をどのように統制することができるか等についても学びます。

学習の過程では、報道されている具体的な事件や判例を素材にこれらについての理解を深める機会があると思います。さらに、政府(国・自治体)の活動が市民社会の活動(企業・市民による活動)と社会における役割をどのように分担すべきか、どのようにすれば政府の活動が国民・住民の意思を十分に反映したものになるか、政府の活動が社会の複雑な利害関係をどのように調整していくべきかなどについても考えることがあるでしょう。

行政法は、公務員の方が学ぶべき法分野だといわれることがありますが、それにとどまりません。行政活動は、市民生活と密接な関係があることや企業が行う事業活動の多くはなんらかの形で行政規制を受けている(ビジネス法としての行政法)ことから広く市民のみなさんの関心を呼ぶはずですし、ビジネスに関心のある方にとっても有益な知見を与えてくれると考えています。

《学習指導》

「行政法1」の十分な理解のためには、「憲法」および「民法1 (総則)」の理解が役に立つことに注意してください。《授業の概要》のとおり、行政法は、私たちの身近な生活に関わっているとともに現在および将来の社会のあり方にも大きな影響を及ぼしているといっても過言ではありません。行政法は、理解が容易でないといわれることがありますが、先入観を捨てて、現実の社会における諸問題と行政法にはどのような関係があるか、具体的事例(判例の事案や新聞記事等)を考えながら、学習すると関心が高まります。行政法学習の過程では、その重要な法律の条文(小さな六法にも掲載されているもの)の諸規定をていねいに参照することが必要です。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価します。

行政法 1 〈B18A〉

- ○課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題【基礎的な問題】

行政手続法に基づき定められた処分基準(裁量基準)を逸脱してなされた行政行為は適法か。

第2課題【基礎的な問題】

行政代執行法に基づく代執行の要件について説明せよ。

第3課題【応用的な問題】

行政行為の取消しの意義・根拠規定の要否及び取消権者について、行政行為の撤回との違いに触れながら説明せよ。

第4課題【応用的な問題】

土地収用法上の事業認定に関する違法性を同法上の権利取得裁決の取消訴訟において主張することは 可能か。

〈推薦図書〉

宇賀 克也	『行政法』〔第2版〕(2018年)	有斐閣
高橋 滋	『行政法』〔第 2 版〕(2018 年)	弘文堂
大橋 洋一	『行政法 Ⅰ 現代行政過程論』〔第 4 版〕(2019 年)	有斐閣
塩野 宏	『行政法 Ⅰ 行政法総論』〔第6版〕(2015年)	有斐閣
芝池 義一	『行政法読本』〔第 4 版〕(2016 年)	有斐閣